

遼代高僧非濁の行状に関する資料考（一）

——『奉福寺仏頂尊勝陀羅尼幢記』について——

李 銘 敬

一

遼代（九〇七—一二二五）の仏教は、遼の歴代皇帝の尊崇や国の保護のもとで盛んになり、特に興宗（在位は一〇三二—一〇五五）と道宗（在位は一〇五五—一一〇一）の両時代には、その全盛期を迎えており、房山石経の統刻事業や契且大藏経の刊行などは国家事業として推進され、仏塔と仏寺も多く营造された。現在も猶、北京、天津、河北、山西、遼寧、内モンゴルなど北方各地には遼代の仏教遺跡が少なからず残っている。また、この興宗と道宗の両時代は、華嚴と密教のほか、律宗、浄土宗、唯識宗、俱舍宗など諸宗派の仏教教学の研究で知られる高僧が輩出し、非濁（？—一〇六三）もその一人で当時の律宗と浄土宗の宣教・著述などで活躍し、両皇帝か

ら共に優遇された高僧である。

非濁撰『三宝感応要略録』（以下『要略録』と略す）という仏教説話集は、成立後間もなく日本に伝来したように、『弘文莊待賈書目』著録本（所在不明）、金剛寺本（上巻のみ）、前田家本（高山寺旧蔵）、東寺觀智院本（抄録）など数種の古写本が伝存しており、『百座法談聞書抄』『言泉集』『薬師』『説経才学抄』『普通唱導集』などの仏教布教用資料に使用されたり、『今昔物語集』『私聚百因縁集』『地藏菩薩靈驗記』『三國伝記』『大般若経得驗記』などの仏教説話集に採話されたり、『佚名諸菩薩感応抄』『三宝感応録並日本法華伝指示抄』『弥勒如来感応抄』『真言伝』『醍醐寺焰魔王堂絵銘』などの抄録物・伝・絵銘にも利用されたりして広く受容されていたことが判明している。¹⁾そして、同じく非濁撰『新編随願往生集』という往生伝も伝わって、東大寺の華嚴宗の傑出な学僧宗性（一二〇二—一二七八）自筆の『弥勒如来感応指示抄』第三（文応元年筆）に、本書各巻の弥勒感応説話の有無を示した記事が見られる。後には本往生伝から抄出編纂されたものが、桑門戒珠集『往生浄土伝』と仮託されて日本の僧門などに大いに利用されてきたことも指摘されている。²⁾これらによって、非濁の作品が日本仏教及び仏教説話文学などに大きな影響を与えていることは自明である。

しかし、こうした作品面の広範な受容ぶりとは正反対に、従来日本での非濁その人とその行状などに対しての知識は意外に乏しかったのも事実である。『新編随願往生集』だけでなく、『要略録』からも多くの説話を抄録した宗性の当該の抄録作品には、抄録のために利用した中国の書籍について多くその著者名を明記しているにもかかわらず、非濁の名前は一つも出ていない。このことについて、塚本善隆氏は、「平安末から鎌倉時代へかけては、日本の遼・金に対する知識は極めて貧弱であった」³⁾かまたは「遼僧非濁では、引証の上に宗学的権威が少な

いから、故意に著者名を出さなかったものかもしれぬ。」と推測されている。⁽³⁾

現存の『要略録』数種の古写本のうち、前田家本の巻中と巻下の内題下には「釈子非濁（濁）撰」、金剛寺本と観智院本と慶安三年刊本には「宋非濁撰」とある。しかし、右に挙げた『要略録』引用の各種類の資料にも非濁の名前は一切出ていない。こうした様子から見ると、遼に対する知識が不足していることが事実として首肯されよう。仮託の桑門戒珠編『往生浄土伝』がその後そのまま流布してきたことも、この延長線上に考えられるのではないか。このような事情は、室町時代にもあった。当時の臨済僧の瑞溪周鳳（一三九一—一四七三）が彼の日記『臥雲日件録抜尤』の寛正五年（一四六四）八月二十一日の条には、

三宝感応略録、今日写之。凡予刻楮集抄群書之中要者也、此三宝録。（中略）所謂釈子非濁、不詳名字、果何人也。其人置而不論、惟令人知三宝感応、其益豈曰小也哉。⁽⁴⁾

とある。それによると、周鳳自らが『要略録』を読んだり抄録したりしたことと、本書を、人々に三宝感応のことを知らしめる重要な書として認識、重宝していることが分かる。にもかかわらず、「釈子非濁」というものは、その名字が詳らかならず、果たして如何なる人なりや」と、五山文学僧の代表格である周鳳でさえも、非濁のことに暗いのである。

日本と遼との交渉に関する記事は、『遼史』本紀第二十五・道宗第五に、

（大安七年）九月丙申、還上京。己亥、日本国遣鄭元、鄭心及僧応範等二十八人来貢。（前略）（大安八年）九月乙巳、駐蹕藕絲淀。丁未、日本国遣使来貢。⁽⁵⁾

とあり、大安七年（一〇九一）と八年と、二度にわたって日本から直接に遼へ使者を遣わしたことがあった。し

かし、『百鍊抄』嘉保元年（一〇九四）の記事で分かるように、それは、太宰権帥藤原伊房が国禁を犯して僧明範を遼に送って貨物の交易をさせた事であった。⁽⁶⁾このように、当時は、遼との正式な文化交流などが皆無の時代だったと言えよう。また、遼の凶書を宋に流通させることが厳禁されたため、⁽⁷⁾宋においてそれは流布できなかったのである。義天『大覚国師文集』巻第十一「答大宋元炤律師書」には、

此間亦有新行随願往生集一部二十卷、（中略）⁽⁸⁾続当附上。

とあることから、非濁撰『新編随願往生集』は当時の宋にもなかったことが知られる。これらによって、当時の日本では、遼の知識がいかに乏しかったことが、ほぼ推定される。

非濁についての真正面な研究は、塚本善隆氏がその皮切りであった。塚本氏の論文では、非濁作品の日本への伝存とその影響などについて新発見の資料を駆使して綿密な考証を行なわれている。その前後には、説話文学研究領域において『今昔物語集』天竺部と震旦部との出典研究に重きを置いた『要略録』研究、また本書についての構造や標題、古写本など一連の研究が見えたが、⁽⁹⁾非濁その人に関しての研究は、まだ少なかった。塚本氏の論文が初めて非濁の行状記にあたる『奉福寺仏頂尊勝陀羅尼幢記』（以下は石幢記と略す）の所存文献を指摘し、また一通りの解説をも示している。その後には、新出の関係史料・思孝撰『大藏教諸仏菩薩名号集序』と結びつけて試論した拙考もあるが、⁽¹⁰⁾両史料については未解明の点が残り、さらに詳細な解説がなされるべきだ、と常に考えてきた。ここでは、ひとまず両史料中の石幢記について、『日下旧聞』以外の所引文も紹介しながら、これまでの不明な点を検討してみたい。

石幢記に關しての記事は、幾つかの資料に見える。清・朱彝尊（一六二九—一七〇九）撰『日下旧聞』（康熙二十七年・一六八八）卷第二十一「郊坰」には、周質（一六三三—一六八七）撰『析津日記』における当石幢記の記事を以下のように引用している。

広恩寺、遼之奉福寺也。在白雲觀西南、地名栗園。按遼史南京有栗園、蕭韓家奴嘗典之、疑即此地也。土人目寺為三教寺、中有石幢、題曰守司空幽国公中書令奉為故太尉大師特建仏頂尊勝陀羅尼幢記 講僧真延撰並書。末云清寧九年歲次癸卯七月庚子朔十三日壬子記。幢南有碑、正統初太監僧保錢安立。析津日記⁽¹⁾

これによると、石幢記の所在と題名、撰者、撰述時間などが分かる。そして石幢記本文に見る遼の奉福寺遺跡の所在と別名なども明らかになる。即ち、遼の奉福寺とは、現在の広恩寺で、白雲觀の西南にあり、土地の人がそれを三教寺と見なしているのである。『日下旧聞』所引の『析津日記』という書物は、現在は佚書となったらしい。撰者の周質は、『清史列伝・文苑伝』に伝があつて、朱彝尊と交遊関係を持つ同郷だった人物である。

この石幢記者録、そして本文収録の文献は、『日下旧聞』のほか、数種に見られる。まず幾種かの金石録文献が挙げられる。清孫星衍（一七五三—一八一八）撰『京畿金石考』（一七九二）卷上「順天府・大興宛平県」に

みた当石幢記の記事には、

僧真延撰、正書、清寧九年五月立、在広恩寺。⁽¹²⁾

とある。そして、同氏と邢澍共編（二八〇二）『寰宇訪碑録』⁽¹³⁾にもほぼ同様な記事が見られる。ただ「清寧九年五月立」が「清寧九年」と変わり、「在広恩寺」との文字も削除されて「直隸大興」となるのである。

李鴻章・黄彭年編纂『畿輔通志』⁽¹⁴⁾（二八八六）巻第三百三十八・金石一・「奉福寺造幢記」の注文に、『析津日記』と『京畿金石考』と『寰宇訪碑録』に見た関係記事を併せて再録している。これらによって、石幢記の撰文は「正書」いわば楷書で書かれていることが明らかになる。

また、同時期の『光緒順天府志』（二八八六）巻第二百二十八『金石志』（繆荃孫撰）には、「奉福寺尊勝經幢」の題下に、割注の形で次のような記事がある。

存。前経後記、八面刻。講論（僧）真言（延か）撰記并正書、清寧九年七月十三日。在宛平白雲觀西広恩寺。⁽¹⁵⁾
繆荃孫（一八四四—一九一九）は、清末と民国初期の金石学で著名な学者で、幼少より金石と碑帖を嗜み、翰林院編修で『光緒順天府志』編纂に携わった当時、京畿周辺の碑銘などを博搜し、順天や易州、宣化、定州などへ人を遣わして碑文を拓本させたりして、入手したものに自ら考証を行なったという。『府志』巻一二七—一三〇所収の『金石志』を見ると、各碑題下にそれぞれ「存」或いは「佚」、「未見」などの注を附しており、さらに「存」と付けたものについて、碑文の撰者や書体、制作年代、所在場所などの詳細な記事を付している。当石幢記については、「前経後記、八面刻」と、碑の前半部に陀羅尼經文、後半部に「非濁行状記」を記し、石幢八面の面々に刻文が施されている、と別文献にあまり見られぬほど詳しい記事が載っており、本人がその石幢を実見

したように思われる。しかし、後に同氏編纂の『遼文存』（一八九六）巻四に収められた石幢記文の末には「拓本」という注が付き、また当書所附の「遼金石存目」にみる「奉福寺石幢記」の題下に、

僧真延撰。正書。清寧九年五月。在大輿。挾孫録。⁽¹⁶⁾

と注記している。この記事から見れば、石幢記の録文と著録は、それぞれ「拓本」と孫星衍著述に依拠したもので、本人は石幢を実見していなかったようである。

『日下旧聞』増補版の『欽定日下旧聞考』（一七七四）巻第九十五「郊垌」における、例の『析津日記』記事に関する増補者の「按語」では、

今白雲觀之西、土人猶呼三教寺、遺址已廢、遼之石幢浮圖、明之碑記皆不可考。⁽¹⁷⁾

とあり、現在、白雲觀の西は、土地の人は猶、三教寺と言うものの、奉福寺の遺跡はすでに廃れ、遼の石幢もその南にある明朝の石碑もみなその所在が分からなくなっている、というのである。『欽定日下旧聞考』は、繆荃孫『金石考』より百年ほど前の著述であり、その増補者の「案語」が確実なものであれば、石幢は孫星衍と繆荃孫との撰述の時にすでに亡失したはずである。それなのに、何故「存、（前略）在宛平白雲觀西広恩寺」と言うのであろうか。どうも上述の金石考などにみた記事には、幾分納得し難いところがある。

また、清・羅福頤編録の『遼文統拾』、黄任恒編録の『遼金石』などの後出資料にも、当石幢記の著録記事も見えるが、新たな内容はないので、ここでは触れないことにする。

石幢記本文を載せている文献は、管見によれば、おもに朱彝尊『日下旧聞』、智朴『盤山志』と繆荃孫『遼文存』との三種である。『日下旧聞』の目録に付した「日下旧聞抄撮群書目録」によると、本書に収録された千数

百種の資料には「碑幢雜記六十通」が含まれ、その中に「遼奉福寺石幢」も見られる。また、本目録中に『盤山志』も見えるものの、撰者は智朴ではなくて宋肇と記す。宋肇ならば『盤山志』序文には本人所撰の一篇も加わる。それらの序文から当志は最終的に王士禛と朱尊彝との校訂を得て完成したものと分かる。だから、朱尊彝にとつて『盤山志』と智朴のことは当然よく知っているはずである。ここでの『盤山志』とは、当志巻頭に置かれている宋肇撰「盤山志序」をさすものかも知れないと思う。康熙三十年（一六九一）に刊行された『盤山志』巻第二・「人物・高僧」には当石幢記本文が収録されている⁽¹⁸⁾。但し、その収録の依拠資料は明示されていない。なお、『遼文存』では、既述したように、それが「拓本」によるものと収録本文の末に注記している。

三種以外の文献は、大抵この三種によつたものである。例えば、清・厲鶚（一六九二—一七五二）撰『遼史拾遺』巻十・道宗四・（大康）十年（一〇八四）春正月丙午復建南京奉福寺浮図」という記事の注には、「朱尊彝日下旧聞載遼奉福寺仏頂尊勝陀羅尼石幢記曰」というふうに『石幢記』全文を引用している⁽¹⁹⁾。清・周春（一七二九—一八一五）撰『增訂遼詩話』（一七五九年）巻下「僧非濁」の項に『石幢記』の一部を抜粋しており、その文末に「盤山志參奉福寺石幢記」と割注している⁽²⁰⁾。諭謙撰『新統高僧伝』⁽²¹⁾巻第三に「遼燕京奉福寺沙門釈非濁伝」は見えるが、その依拠資料は『盤山志』である。現在、よく利用されている陳述輯校『全遼文』⁽²²⁾所収の石幢記本文は、『遼文存』によるもので、同時に『日下旧聞』をも参考にしている。向南編『遼代石刻文編』（河北教育出版社、一九九五年）は、『盤山志』『日下旧聞』『遼文存』三種によつてゐる。『中華大典・文学典・宋遼金元文学分典』⁽²³⁾と『全遼金文』⁽²⁴⁾所収のそれは、ともに『全遼文』から転録されたものである。

ここでは、まずは『日下旧聞』所載の石幢記を掲示して、『盤山志』と『遼文存』所載の記事などを参照しながら、検討してみる。

遼佛頂尊勝陀羅尼幢記① 京師奉福寺懺悔主、崇祿大夫、檢校太尉、純慧大師之息化也、附靈塔之異位、樹佛頂尊勝陀羅尼幢、廣丈有尺。門弟子狀師實行、以記為請②。大師諱非濁、字貞照、俗姓張氏、其先范陽人③。重熙初、禮故守太師兼侍中圓融國師為師④。居無何、嬰脚疾、乃遜匿盤山、敷課于白叢蓋。每宴坐誦持、常有山神敬侍、尋克痊⑤。八年冬、有詔赴闕、興宗皇帝賜以紫衣。十八年、勅授上京管内都僧錄。秩滿、授燕京管内左街僧錄⑥。屬鼎駕上仙、驛征赴闕、今上以師受眷先朝、乃恩加崇祿大夫檢校太保。次年、加檢校太傅、太尉⑦。師搜訪闕章、聿修睿典、撰往生集二十卷進呈。上嘉贊久之、親為帙引、尋命龕次入藏⑧。清寧六年春、變輿幸燕、回次花林、師侍坐于殿、面受燕京管内懺悔主菩薩戒師⑨。明年二月、設壇于本寺、懺受之徒、不可勝紀⑩。九年四月、示疾、告終于竹林寺。即以其年五月、移窆于昌平縣⑪。司空爾國公、仰師高躅、建立寺塔、并營是幢。庶陵壑有遷、而音塵不泯⑫。清寧九年五月、講僧眞延撰并書⑬(25)

以上は『日下旧聞』所載の石幢記全文であり、①はその題名にあたるものであるが、それについて、『盤山志』には「真延佛頂尊勝陀羅尼幢記」、『遼文存』には「非濁禪師实行記」とあって、それぞれ石幢記の撰述者、内容、或いはその所在から名付けられた仮題であることが分かる。実際、石幢記には正式な題があるらしく、それは即ち『析津日記』に記された「題曰守司空幽国公中書令奉為故太尉大師特建仏頂尊勝陀羅尼幢記 講僧真延撰並書」というものである。

ここでの「守司空幽国公中書令」については、従来、非濁の記事のみに関心を寄せているためか、これに関し、てのまともな考察は尚行なわれていないのが現状である。『遼史』卷八十六・列伝第十六にはその伝記があり、「耶律合里只」に当たる人物である。その伝に、

耶律合里只、字特滿、六院夷離董蒲古只之後。重熙中、累遷西南面招討都監。充宋国生辰使、館于白溝驛。宋宴勞、優者嘲蕭惠河西之敗。合里只曰、「勝負兵家常事。我嗣聖皇帝俘石重貴、至今興中有石家寨。惠之一敗、何足較哉。」宋人慚服。帝聞之曰、「優伶失辭、何可傷兩國交好。」鞭二百、免官。清寧初、起為懷化軍節度使。七年、入為北院大王、封幽国公。歷遼興軍節度使、東北路詳穩、加兼侍中。致仕、卒。合里只明達勤恪、懷柔有道。置諸賓館及西辺宮田、皆自合里只⁽²⁶⁾發之。

とある。すなわち、耶律合里只とは、六院（南大王院）夷離董である蒲古只の子孫で、重熙（一〇三二—一〇五五）年間、「西南面招討都監」に累進、一度、宋の皇帝の誕生日を祝うために使者として宋に派遣された時の失

言で免官にされたが、清寧（一〇五五—一〇六四）初年、再び「懷化軍節度使」に起用され、清寧七年、上京して「北院大王」となり、「幽国（甘肅寧縣一帶）公」に封じられた。官職には「遼興軍節度使」、「東北路詳穩」、「兼侍中」を歴任、退官後、死去。性格豪快、勤勉で懷柔の術あり、賓館設置、西部边防と屯田などの主唱者たる功のある人物として評価されている。また石幢記題名には「守司空」と「中書令」といった肩書も見られる。遼では北面官と南面官をそれぞれ置いて原住民と漢族を分治する。「西南面招討都監」と「東北路詳穩」は北面边防官で、「懷化軍節度使」と「遼興軍節度使」は南面方州官である。また「北院大王」とは北面朝官における「北南枢密院」「北南宰相府」に次ぐ第三階の長官であり、「中書令」とは南面朝官における「三師府・三公府」と「漢人枢密院」に次ぐ三省の中書省長官で、「侍中」は門下省長官である。つまり、地方の治績で中央に抜擢された高官なのである。非濁との付き合いに関しては未詳であるが、非濁入寂の清寧九年（一〇六三）は、合里只が幽国公になった二年後にあたって、石幢記末尾に「司空幽国公、仰師高躅、建立寺塔、并營是幢」とあるように、幽国公は非濁大師の高徳を仰ぐために靈塔を建て、それに併せて石幢を営んだと、石幢营造の経緯はそれで明らかになるのである。

「遼興軍節度使」は、南京道の「平州」（現在河北省盧龍縣）に置かれ、二州と三県を管轄し、析津府（現在北京市）の近隣にある。また漢人事務管理を行なう南面官「中書令」も現役中であるらしい。そのような身分をもつ空闡国公にとって、仕事上の関係からも、同じ南京道で燕京管内左街僧録を務める非濁との接触を深めたのではないかと推測する。

②において、非濁入寂後、靈塔の巽位（東南方角）に、広さ一丈一尺ほどの仏頂尊勝陀羅尼石幢が建立される。

そのために、門弟たちが師の行状を記述しようとするところ、その任を、弟子の真延が申し込んだ、と石幢記撰述の縁起が記されている。中に、非濁一生にわたる主な肩書が網羅的に列挙されている。師の一生への回顧的意図を込めている撰者真延の意図がそこから看取されよう。それに沿いながら、次の部分ではその具体的な叙述が展開されているのである。

「純慧大師」という称号はいつ賜ったのか、後出文にはそれが紹介されていなかったが、『房山石経』所収の重熙二十二年（一〇五三）に思孝の撰となる『大藏教諸仏菩薩名号集序』²⁷に「純慧大師沙門非濁」という文言が見られるので、この時期にはすでにこの称号になっていることが明らかになるわけである。

③は、非濁の俗名と出身地の紹介となる。『遼史』巻四〇・地理志第四によれば、「范陽」とは、南京（燕京）道に置かれた涿州管轄下の四県の一つである范陽県をさすもので、「本漢涿県、唐武徳中改范陽県」と、元は漢の涿県で、唐武徳年間のころ范陽県と改まる。それは現在の河北省涿州一帯で、北部は北京市房山区に入ったところであり、雲居寺と房山石経でよく知られている地域である。

④以後の文言では、時間を軸にして非濁一生の行状を略記している。まず④では、興宗皇帝の重熙（一〇三二―一五五）の初め、「守太師」・「兼侍中」に就く圓融国師に師事していると述べられているが、圓融はいつ国師となったのか、非濁がどこでそれに師事しはじめたのかは明らかでないが、重熙初期には師弟関係がすでに結ばれたこと、また石幢記撰述にあたる清寧九年の時点で圓融が寂滅したこと、さらに圓融は生前に「守太師」・「兼侍中」・「国師」として大いに尊崇された高僧であった、ということなどが確認されるのである。なお、圓融国師のことは、上述の『名号集序』にも触れられている。それによって、重熙二十二年以前、圓融が夙に太師・侍中・

国師という高位を一身に備えた高僧だったと分かる。これほど高位の高僧に師事すること自体が、非濁の将来に繋がったことの一面が推測される。

⑤は全て三十数字の文言だが、仏経の靈驗譚として実に恰好な一短篇である。即ち、圓融国師に師事した後、間もなく足病を患ったため盤山に姿を隠している非濁は、日課として白傘蓋を修行するのであるが、それを静坐誦持する度毎に、常に山神が現前して非濁を敬待する。こうして直ぐ様に足疾が治る、という話。ここでの「白傘蓋」とは、「白傘蓋」とも言い、漢訳仏典において、その音訳では悉怛多鉢怛囉、意訳では白傘蓋、白傘などと言って、仏徳がすべてを覆うという意味で使われている。また、大仏頂如来放光悉怛多鉢怛囉陀羅尼、大仏頂満行首楞嚴陀羅尼、首楞嚴陀羅尼、大仏頂如来頂髻白傘蓋陀羅尼、大仏頂真言、首楞嚴呪、仏頂呪、楞嚴呪なども称し、『大仏頂首楞嚴経』卷七「大仏頂如来放光悉怛多鉢怛囉菩薩萬行灌頂部」にそれが載っており、その題名は「中印度那蘭陀曼荼羅灌頂金剛大道場神呪」という。

この「大仏頂白傘蓋陀羅尼」には種々の漢訳があり、『房山石経』においてそれは頻見される。例えば、1 『大仏頂如来密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴経』卷七「仏頂光聚悉怛多般怛囉秘密伽陀微妙章句」（大唐天竺沙門般刺蜜帝訳、総て四百三十九句、『房山石経』「詩」帙に見る）、2 『釈教最上乘秘密藏羅陀羅尼集』卷第二「大仏頂陀羅尼」（唐三藏不空訳、上都大安国寺伝密教超悟大師賜紫三藏沙門行琳集、総て四百八十七句、『房山石経』「俊」帙にみる）、3 『一切如来白傘蓋大仏頂陀羅尼』（唐三藏沙門不空奉詔訳、総て四百八十一句、『房山石経』「感」帙に見る）、4 『一切如来白傘蓋大仏頂陀羅尼』（大契丹国師中天竺摩竭陀国三藏法師慈賢訳、総て五百三十六句、『房山石経』「丁」帙に見る）など。⁽²⁸⁾ 中に、契旦国師重訳の一種も見られる。それらによって遼朝に

においてこの白傘蓋陀羅尼が大いに取りあげられていた有様が窺われる。これは同時に非濁の仏教信仰の一端をも伺わせる。義天編『新編諸宗教藏総録』に、非濁撰『首楞嚴経玄賛科』三卷（佚失）と著録しているが、この「白傘蓋陀羅尼」に対する修持のことは、著述にも繋がる非濁の仏教教学での一面を呈示しているのではないか。

なお、「敷課于白傘蓋」に対して、『盤山志』では「敷課大白傘蓋」とする。『大白傘蓋陀羅尼経』ならば、大正蔵第十九冊に二種見られ、1『仏頂大白傘蓋陀羅尼経』（一卷、沙囉巴訳）、2『大白傘蓋総持陀羅尼経』（一卷、真智等訳）である。これらは、元朝になって初めてチベット仏教から漢訳されたものとされ、梵語本はネパールなどにも現存する。ただし、『房山石経』所載の事情や『大白傘蓋陀羅尼経』漢訳時間のこと、そして非濁著述の関連性など諸方面から考えれば、ここでは、『大仏頂首楞嚴経』巻七に見る「白傘蓋（陀羅尼）を指している」と見るべきだと思⁽²⁹⁾う。

白傘蓋陀羅尼による靈験譚としては、南宋・洪邁撰『夷堅志』補卷第十四・「蜀士白傘蓋⁽³⁰⁾」、馬純撰『陶朱新録』・「白傘蓋呪⁽³¹⁾」などの説話が見られる。前話は蜀のある官吏登用試験に合格した者が、吏部へ赴く途中、道に迷って荒野で鬼を祭るために人を殺す悪党らに遭ったところ、白傘蓋真言を誦すると助かった、という話。その話末には、

白傘蓋呪三千一百三十字、在諸呪中最為難誦、頗與孔雀明王経相似。僧徒亦罕誦習、故妖魔外道敬畏之。白傘蓋真言、云即楞嚴呪。

と、白傘蓋呪は三千一百三十字で、諸呪中で最も難誦なもので、頗る孔雀明王経に似ており、僧徒でさえもそれを誦習することが稀なので、妖魔・外道がそれを敬畏するのだ。白傘蓋真言とは、即ち楞嚴呪を云う、というふ

うに、白傘蓋真言のことを解説する口調で、それによる靈験の有り難さを強調するのである。後話は郭猷可の妻高氏が毎日「白傘蓋呪」を念呪して猫を呪殺した云々、という白傘蓋真言の呪力を語る一話である。真言も呪もみな陀羅尼の漢訳語で、仏教における呪の大抵は前話の如く、善への靈験として機能させられている。⑤にあたる靈験譚は、前者に属する病氣治療靈験譚である。ここでもう一つ注目すべきには、白傘蓋による非濁自身が体験した靈験譚は、幢記題名中の「仏頂尊勝陀羅尼」と巧く対応され、しかもそれを提示することで機能しているのである。また、「常有山神敬侍」という文言も、『大仏頂白傘蓋陀羅尼』に「若一心誦持此呪、則水火諸毒不惧、且可蒙受毗那夜迦諸惡鬼之守護」とある傍線部で示した文句を踏まえたものかと考えられる。

盤山は遼の南京道管轄下の薊州に置かれ、『遼史』卷六十八・表第六「遊幸表」によると、遼太宗は会同三年（九四〇）「獵於盤山」、聖宗は統和八年（九九〇）「幸盤山諸寺」という記事がある。当山は現在、天津市薊県の北部に位置して、北京市の東部にあたる「京東第一山」と称される。遼代の仏教遺跡が多く残されている仏教名山の一つに数えられている。二〇一〇年三月、非濁研究の一環として盤山への調査を試みたところ、遼の統和年間建立の『盤山千像祐唐寺創建講堂碑』、古仏舍利塔など遼の頃修造或いは再建された寺や石碑が多数現存することが分かった。非濁が隱遁して真言を誦持していた当時の盤山の様子を彷彿させるようである。なお、清・釈智朴撰『盤山志』と蔣溥等撰『欽定盤山志』などの専志があり、歴代皇帝の遊幸や高僧、寺院などの事も多く記載されているのである。

⑥⑦では、④に続き、重熙年間における非濁の僧官任官などの事情を縷述している。即ち、重熙八年には宮廷に召されて興宗皇帝から紫衣を賜わり、同十八年には上京管内都僧録を勅授されている。都僧録の任期満了後、

燕京管内左街僧録を授与された、という。「賜紫衣」、いわゆる「賜紫」であるが、唐宋時代において三品以上の任官に紫衣を官服とするが、三品以下で大功績のあった者或いは寵臣などに賜紫の詔を出すこともあった。遼は燕雲十六州獲得後、それに対する支配制度は、北方の本拠地に置いた北面官という役所とは切り離して、南面官という役所を置いた。『遼史』百官志によれば、南面官制度は、基本的に唐の官制を踏襲したもので、三師府では太師、太傅、太保という三師を、三公府では太尉、司徒、司空という三公を置き、三師と三公ともに正一品官である。聖宗・興宗・道宗の三朝において、僧侶を優遇し、多数の高僧に三公・三師を勅授したり、紫衣などを賜ったりした。『契丹国志』巻第八に「(興宗) 尤重浮図法、僧有正拜三公三師兼政事令者、凡二十人」とあるのが、まさしくこの事を物語る。前述の圓融国師が「守太師兼侍中」であったということもこれで再確認される。

「上京管内都僧録」「燕京管内左街僧録」ともに遼朝の僧官職名で、僧尼の登録や任免を管掌した官職である。僧録制度は贊寧『大宋僧史略』巻中「左右街僧録」によれば、唐元和元年(八〇六)(元和二年説もある)に設置されたのが始まりだという。『遼史』百官志にはそれに該当する記録は見えないものの、『遼史』巻九・本紀第八「景宗(上)」には、

(保寧六年)(九七四)十二月戊子、以沙門昭敏為三京諸道僧尼都総管、加兼侍中。

という記事が載せられ、『遼史』における最初の僧録に関する記録とされる。その後の記録は、石刻資料などに多くみられる。例えば、「中京管内都僧録崇祿大夫檢校太傅演妙大師賜紫沙門」「中京管内僧録判官謹行大師賜紫」「全遼文」巻十一「殘碑捐施名銜」、「前燕京左街僧録判官文勝大師」(同巻九)「右街僧録判官文勝大師」(同巻十一)「涿州涿鹿山雲居寺統祕藏石經塔記」、「未久之間、奉勅為燕京口口僧録」(同巻十一)「燕京永泰寺崇

祿大夫檢校太尉伝菩薩懺悔正慧大師遺行塔記）、「邑人前管内左街僧録淨慧大師賜紫沙門裕方、邑人前東京管内僧録詮論大師賜紫沙門裕企」（『金石萃編』卷一五三「遼燕京」戒壇寺陀羅尼幢并記）などである。以上の諸資料を併せて考えると、遼の初期には、嘗て三京諸道にわたる「僧尼総管」のような任官はあったが、後には、上京管内、中京管内、東京管内、南京管内など各京に僧録官を並置するようになる。僧録には都僧録、僧録、僧録判官などが含まれるようであり、また現在所見されるだけの資料からは、南京（燕京）管内においてのみ僧録を「左右街」に付けて称する。非濁が「上京管内都僧録」任滿後、「燕京管内左街僧録」に伝任されるという記事からも、「燕京管内左街僧録」は少なくとも「上京管内都僧録」より低いクラスの僧官でないはずだと推断される。そうならば、燕京における僧官制度は他の諸京と多少異なつた特殊な一面を持っていたのではないかと見られる。『遼史』百官志四・南面下・南面京官には、

遼有五京、上京為皇都、凡朝官、京官皆有之。余四京隨宜設官、為制不一。

とある。傍線部で示しているように、上京以外の各京において官制を適宜に設けて、その規定は統一しない、という文言から、このような推測が許されるかも知れない。

遼の上京は臨潢府（現在内モンゴル巴林左旗）にあり、非濁は重熙八年、召されて上京へ赴き、賜紫の榮譽を得た。その後、そのまま上京に残つたのかどうか、幢記にはそれを明かさず、同十八年、上京管内都僧録になるまでの十年間は、どのような活動を行なつたのか。また盤山での隱遁修行は、重熙八年まで継続していたのかどうか、それも分からない。ただ「有詔赴闕」という文言からすれば、重熙八年の時点で上京には居なかつたことは明白である。そして、上京管内都僧録の任期は何年間であるのか、それもはっきりとは分からない。任期満了

後、再び燕京に帰還して燕京管内左街僧録になる。非濁のこれまでの生活軌跡には、十数年の空白を挟んでいるが、燕京から上京、その後また燕京に戻る、という輪郭は何となく素描される。なお、上京任官期間の具体的な活動は、既述の思孝撰『大藏教諸仏菩薩名号集序』にも記述されているが、それについては次回の検討に譲ることにして、上京から伝任後の非濁はその任地燕京でどのような活動を展開したのであるうか。幢記の記述を順次に追究してみる。まずは「燕京左街僧録」について見てみたい。

燕京については、『遼史』地理志・一に

太宗以皇都為上京、昇幽州為南京、改南京為東京。(略)自唐而晉、高祖以遼有援立之勞、割幽州等十六州以獻。太宗昇為南京、又曰燕京。

同・四に

坊市、廨舍、寺觀、蓋不勝書。

とある。それによれば、遼太宗の時に、晋唐から割讓された燕雲十六州の幽州が南京に昇格する。南京は燕京とも言い、街坊・店舗・寺廟など数えられぬほど密集していた遼の大都市であった。燕京析津府は六州と十一県を管轄し、府の所在地が幽都である。当時の幽都については、宋・王曾『上契丹事』に

自雄州白溝驛渡河、四十里至新城県、古督亢亭之地。又七十里至涿州。北渡范水、劉李河、六十里至良郷県。渡盧溝河、六十里至幽州、号燕京。子城就羅郭西南為之。正南曰啓夏門、内有元和殿、東門曰宣和。城中坊閤皆有樓。有閔忠寺、本唐太宗為征遼陣亡將士所造。又有開泰寺、魏王耶律漢寧造。皆遣朝使遊觀。南門外

有于越王廨、為宴集之所。門外永平館、旧名碣石館、清和後易之。南即桑乾河。（『遼史』地理志四所引）

という記事がある。それによれば、良郷県（現在北京市房山区）から盧溝河を渡って六十里の先で幽都に至る。子城（内裏）は燕京城の西南部に築かれ、その南門は啓夏門と言ひ、中に元和殿があり、東門は宣和門という。燕京城中の街道である坊の門すべて門楼が付いており、閔（憫）忠寺、開泰寺などの大寺があるなど、遼史の記述と一致した様子が伝えられている。

それでは、燕京管内左街僧録は、燕京内のどの区域の僧侶事務を管理するのか。これまでの研究では、左街と右街を街道名と考えている論考が見られるが、これは誤認だったことをまず明確にしておかなければならない。³²⁾ 左右街僧録制度は唐に始まり、唐貞元四年（七八八）、左右街大功德使、東都功德使、修功德使などを設置して僧尼の僧籍などを管理する。元和二年（八〇七）、左右街功德使の下に僧録司を設置して僧録などの僧職を置き、全国寺院と僧尼籍の管理や僧官補任などを事務としている。遼の僧官制度は基本的に唐を踏襲したものであるので、左右街僧録の「左右街」は具体的な街でないことは明白である。『北京歴代城坊宮殿苑囿』その五「遼南京（燕京）城」³³⁾によれば、遼聖宗開泰元年（一〇二二）幽都を析津府に、薊北県を析津県に、幽都県を宛平県に改めたが（『遼史』卷十五・聖宗紀六、『遼史』卷四十・地理志四・南京道）、宛平県は府の西部と西部郊外、析津県はその東部と東部郊外を管轄区としていたため、左街僧録は東部析津県とその郊外にある寺院を、右街僧録は西部幽都県とその郊外にある寺院を管理する。ここでの左街と右街とは、大まかに析津府の東城区と西城区のようない方なのかも知れない、という。更に『僧奉航塔記』（『全遼文』卷十）にみる「燕京左街駐蹕寺」の位置

について、『順天府志』所引『元一統志』によって分かるようにそれが遼燕京城垣外三里の処にあって析津県内だから「左街駐蹕寺」と称するのだ、といった例でその「左街」の所轄区域のことを証明しているのである。この説が若し成立するとすれば、非濁伝任後の僧職は析津県一帯の寺院事務担当職であった、ということが分かるはずである。但し、燕京析津府は、析津県と宛平県を含む十一県を直轄するほか、それ以外の六州（十三県）も管轄しているので、燕京管内左街僧録の権限とは、ただ析津県とその郊外のみではなく、析津県とそれ以东の燕京管内すべての寺院を管理する僧官でなければならぬと思う。

⑪で示されているように、清寧九年に非濁示寂の場所は奉福寺ではなく竹林寺であった。それも非濁の「燕京管内左街僧録」という任職に関係があるかと思う。竹林寺について、『永樂大典』卷四六五〇所引の元朝『一統志』（卷一）に

竹林寺、始于遼道宗清寧八年宋楚国大長公主以左街顯忠坊之賜第為仏寺、賜名竹林。

『日下旧聞考』卷十七に

遼道宗清寧八年楚国大長公主捨諸私第剏厥精廬、奉勅以竹林為額」（『奉福寺尊勝陀羅尼幢』）

とあり、それらによって、竹林寺は燕京左街僧録管轄下に置かれた寺院で、しかも遼道宗清寧八年（一〇六二）に創始された、ということが分かる。よって、非濁が燕京管内左街僧録を務めた役所は竹林寺に置かれているのではないかと推断されよう。

明・呂原『新建法林寺記略』に

宣武門西南二里有故址焉、耆老相伝其先竹林禪寺也。（前略）正統中、釈惠灑訪得其地。景泰中、司礼太監

興覚満等修之、請於朝、得賜今額。（後略）³⁴ 天順三年立。

とあり、それによれば、宣武門外西南二里の処に故址あり、耆老の相伝では、以前そこが竹林禪寺であり、（前略）正統（一四三六—一四四九）年間、釈惠灝が其の地を辿り得ており、景泰（一四五〇—一四五七）年中、司礼太監の興覚満などがそれを修復して朝廷に請うて、現在の寺額である「法林寺」を賜ったという。また『欽定日下旧聞考』卷五十九「城市」に、

竹林寺、景泰中重建、易名法林、在筆管衙衛、今已廢為菜圃、無寸椽矣。有明天順中翰林學士呂原碑、其塔今無可考。

と、呂原撰碑の内容に言い及したうえ、その遺跡は北京の筆管衙衛にあり、当時（清・乾隆三十九年（一七七四）奉勅撰）それがすでに廢れて菜園となり、寺のものとしては一寸の椽さえも残らなくなり、しかも明のころに樹立された石碑の碑塔も無くなったなどを伝えている。なお、最近の学者の考証では、当時の顯忠坊は現在の宣武区下斜街にあるとされるのである。³⁵

四

③から⑥までが示している興宗朝重熙年間における非濁の活動に続き、⑦では、興宗が崩じて（「鼎駕上仙」）道宗が王位繼承後のその事蹟を記述している。『遼史』卷二十一本紀・道宗（一）には、

（重熙）二十四年秋八月己丑、興宗崩、即皇帝位於柩前。（略）辛丑、改元清寧。（略）（九月）乙丑、賜内

外臣僚爵賞有差。

とある。それによると、重熙二十四年八月に、興宗皇帝が崩じ、道宗は直ぐにその皇位を継ぎ、当月に清寧の年号と改めた。そして、九月に内外の臣僚にそれぞれ違った爵賞を賜った。⑦に記述されているのはまさにこの事を指しているのである。つまり、「今上」である道宗は、「先朝」である「興宗」から優渥なる待遇を受けた非濁に、「崇祿大夫」と「檢校太保」との爵賞を恩賜した。さらに、翌年それに追加して「檢校太傅、太尉」を授けた。太傅・太保は三師、太尉は三府に属する一品官にあたり、「檢校」はここでは恩賜官を意味するものである。こうして道宗朝になって非濁は最高の名譽を恩賜された高僧になるわけである。

⑧は、非濁の撰述した『新編隨願往生集』二十卷に關しての記事である。ここでの「闕章」とは「闕典」とも言い、これまでに欠如したり或いは散佚したりした仏教典籍という意味であり、「睿典」とは仏教聖典、具体的に言うると二十卷の『往生集』を指すものである。それは義天『新編諸宗教藏總錄』卷第二と、元・釈慶吉祥等編『至元法宝勘同總錄』にそれぞれ著録されており、遼の仏教界で新しく生み出された浄土宗の立派な聖典として道宗からの嘉贊を得てしかも序文までも賜っているのである。すでに拙著で指摘したように、石幢記では非濁の一生における主な事蹟を時間軸の順に展開させているという性質から考えると、『新編隨願往生集』は清寧六年以前に完成して、その後すぐに契旦大藏經に収録されたものと見られる。そうであれば、本書は塚本氏の指摘したように『要略録』から増補して形成されたものではなく、逆に『要略録』はその一部を生かして他の資料をも採録して、清寧六年以後に編纂されたものでなければならなくなる。

『新編隨願往生集』に關しては、夙に塚本善隆氏の研究で広く知られているように、東大寺宗性上人がそれを

利用してその一部を抄録している。さらに偽撰の形で日本仏教界において広く流布したのである。ただし、本書そのもの及びそれと『要略録』との関係などについては、塚本氏以後、新たな展開はあまり見られないままで、⁽³⁶⁾今後さらなる研究が期待されるのである。

遼の皇帝は季節ごとに狩猟や避暑などのために好適な場所へ行く習慣があり、それは「捺鉢」と呼ばれる。季節によって異なる場所へ行幸するので、「四季捺鉢」とも呼ぶ。当時、南京道にある「延芳淀」と「華林」、「天柱」は、遼の御苑としてよく「捺鉢」の場所となっていた。『遼史』卷六十八・表第六「遊幸表」を見ると、聖宗時代には、「延芳淀」「華林」「天柱」は、春捺鉢の場所としてしばしば行幸がなされていた。「延芳淀」「華林」「天柱」については、『遼史』地理志四・「南京道」にそれぞれの記載が見られる。

遼陰県。本漢泉山之霍村鎮。遼每季春、弋獵於延芳淀。居民成邑、就城故遼陰鎮、後改為県。在京東南九十里。延芳淀方數百里、春時鵝鶩所聚、夏秋多菱芡。国主春獵、衛士皆衣墨緑、各持連鎗、鷹食、刺鵝錐、列水次、相去五七步。上風擊鼓、驚鵝稍離水面。国主親放海東青鶩擒之。鵝墜、恐鶩力不勝、在列者以佩錐刺鵝、急取其腦飼鶩。得頭鵝者、例賞銀絹。国主、皇族、群臣各有分地。戸五千。

順州、歸化軍、中、刺史。秦上谷、漢范陽。北齊歸德郡境。隋開皇中、粟末靺鞨與高麗戰不勝、厥稽部長突地稽率八部勝兵數千人、自扶餘城西北拳落内附、置順州以処之。唐武德初改燕州、会昌中改歸順州、唐末仍為順州。有温淦河、白遂河。曹王山、曹操嘗駐軍于此。黍谷山、鄒衍吹律之地。南有齊長城。城東北有華林、天

柱二莊。遼建涼殿、春賞花、夏納涼。初軍曰歸寧、後更名。統県一。

遼陰県は南京道析津府直轄の十一県の一つで、その傍線部で示すように、遼の皇帝は毎年の春季、狩猟のためにこの「延芳淀」へ来ている。当時の狩猟の様子もそれに続いて詳細に伝えられている。

順州は、南京道管轄の六州の一つで、その傍線部の記述で分かるように、順州城東北部には「華林」「天柱」という二つの村があり、遼は、其処に涼殿を建てて春には花をめ、夏には納涼するのである。順州は現在、北京市東北部の順義区に当たり、近年の研究によれば、区内の「花梨坎」と「天竺」は、それぞれ遼の「華林」と「天柱」という二莊の故地であるとされている。⁽³⁷⁾

⑨が叙している、清寧六年に道宗が南京へ行幸したという記事は、『遼史』『遊幸表』には見えないが、同・道宗本紀には、

(清寧五年) 冬十月壬子朔、幸南京、祭興宗於嘉寧殿。(略) 六年春、如鴛鴦渚。

とある。「鴛鴦渚」は現在、北京西北部にあたる河北省張北県の安固里淖爾であり、遼の頃は西京道歸化州で、遼の歴代皇帝が「捺鉢」のためによく行幸する狩猟地の一つである。道宗紀と⑨との記事を合わせて考えると、道宗が清寧五年十月から南京に行幸して、翌年春まで滞在し、春季の間に南京から「鴛鴦渚」へ移動する時に「華林」に宿った。その際に、非濁は「華林」の涼殿で道宗に侍坐し、「面受燕京管内懺悔主菩薩戒師」と、道宗の前で燕京管内の懺悔主菩薩戒師を授けられたのだと見られる。

遼皇帝の「四季捺鉢」は、狩猟と行楽などをすると同時に、それに加えて軍事訓練や政務処理も行なう。非濁

への「懺悔主菩薩戒師」という任命も、その政務の一環と理解されよう。⑨の記事は、『遼史・遊行表』の欠漏を補する貴重な資料の一つともなる。

⑨で示された「面受燕京管内懺悔主菩薩戒師」という文言に、⑩で記された「明年二月、設壇于本寺」を加えて読むと、初めて②に見える「京師奉福寺懺悔主」という呼称の由来が分かる。しかし、「燕京管内懺悔主菩薩戒師」と「京師奉福寺懺悔主」とは一つの問題であるかどうか未詳であるが、字面からすれば、後者はただ一寺のみの懺悔主で、それに対して前者のほうは燕京に亘つてのそれであるように見受けられる。ただ、奉福寺が圓融国師ほどの高僧が嘗て住持職となる、律宗で有名なお寺であるから、そこに戒壇を設けること自体だけでも、それに相当したものであろうか。

燕京奉福寺については、『元一統志』によれば、それは北魏の孝文帝の頃に創建され、「為院百有二十区」とあるように規模の大きな寺院であり、後に兵燹に罹ったが、唐の貞観十年（六三六）にその古址に復建されるといふ。遼の時には、圓融国師と非濁大師との住持により律宗の寺として広く知られるようになる。

『遼史』道宗紀四に

（大康十年春正月）丙午、復建南京奉福寺浮図

とある。大康十年は西暦一〇八四年、非濁が寂した清寧九年（一〇六三）から二十一年経った後に、奉福寺は唐に継いで再建される。また第二節の冒頭部で掲示した『日下旧聞』所引『析津日記』の記事が示しているように、奉福寺石幢の南には、正統（一四三六—一四四九）初年、太監僧保銭安の建てた石碑がある。『日下旧聞』巻第二十一「郊垌」には、石幢記の録文の後にこの石碑文も附されており、次にその一部を示す。

勅賜広恩寺碑、北京西南去都城五里有奉福寺、中建殿、曰大慈殿、之前曰天王殿、左曰文殊、右曰普賢、殿後為無量寿仏左右殿二、左奉大梵尊天、右奉帝釈尊天、四周翼以長廊。天王殿之前左右為樓、以置鐘鼓、中為碑亭、又前為金剛殿廊、之東為齋堂為厨為庫、廊之西為禪堂為茶房、廊之東西隅俱為方丈、其齋堂禪堂以南皆為僧房。肇于宣德十年冬十月、至正統二年二月告成。上聞、賜名広恩寺。

右の碑文によると、北京の西南で都から五里離れた処に奉福寺があり、その中には、大慈殿や天王殿、無量寿仏殿などの仏殿及び齋堂、禪堂、僧房、方丈室、厨房、庫裏などが建てられている。それは明の宣德十年（一四三五）から造り始め、正統二年（一四三七）に完成、皇帝がそれを聞き、「広恩寺」の寺名を下賜した。右の『勅賜広恩寺碑』では、奉福寺の位置は、明の都城北京からその西南五里隔った処にある、という。また『析津日記』では、それが白雲觀の西南にあって、その地名は栗園と言う。さらには『欽定日下旧聞考』卷九十五「郊垌」に、

又今宛平県西四十五里臥龍岡西北亦有栗園村

と、宛平県の西から四十五里となる臥龍岡の西北にも栗園村があると補説している。

実は、栗園村の村名は、現在にも残っている。それは今の北京市門頭溝区（旧宛平県の一部含む）東南部の永定鎮にある栗園庄（栗元庄とも）であって、村の西部には奉福寺の旧跡が指定されている。なお、その西南近くに遼代の高僧法均（一〇二一一—一〇七五）が住持した戒台寺が現存しているのである。

金の初め、南宋の洪皓が使者として金へ派遣され、十五年間幽禁され、後に燕京に移され、紹興十三年（一一四三）帰国させた。彼の『松漠紀聞』には、

燕京藍若相望、大者三十有六、然皆律院。自南僧至、始立四禪院、曰大覺、招提、竹林、瑞像。

とある。当時には金がまだ燕京に遷都されない時期で、記されているのは遼南京仏寺の状況と理解される³⁸。とす
るならば、南京には、奉福寺を含め律宗の寺院が圧倒的に多かったことが分かる。

南京において律宗が盛んになるその源流を辿ると、勿論、まずは非濁とその師である圓融国師のことを挙げなくてはならない。大屋徳城『朝鮮海印寺経板考』³⁹で明らかにするように、『新編諸宗教蔵総録』巻第二に著録された『四分律鈔詳集記』は、詳しくは『四分律刪繁補闕鈔詳集記』と言って、現在にも海印寺所蔵の経板中に実存し、その撰述者「澄淵」とは、「燕台奉福寺特進守太師兼侍中国師圓融大師賜紫沙門澄淵」というものである。これによって、圓融国師が「奉福寺」に住持したということがわかる。また「燕京管内懺悔主菩薩戒師」を授けられたということには、圓融との師弟関係から来たいわゆる継承の意味合いが持たれているのではないか。さらに、④に記された、重熙初期の師弟関係については、非濁が足疾のために盤山に隠棲した、という盤山への地理的移動関係からして、当時は圓融国師がすでに燕京の奉福寺に住持し、非濁がそこで修行しており、偶々足の疾患で盤山へ暫く隠棲していたのではないかと推断されよう。

⑩が示すように、清寧七年二月から同九年四月までの二年間、非濁は奉福寺に戒壇を設けて、数え切れぬほどの多くの僧徒に菩薩戒を授けたのである。ここには授戒に関するこれ以上詳細な記事は見えないが、当時は授戒に伴って法会が行なわれたはずであろう。そうだとすれば、法会で説法を行なう際、仏教説話なども援用された

に間違いない。そういう際には、二十巻という巨編の『隨願往生集』より、それを部分的に抜粋してさらに別の三宝説話を加えてやや類書的に編纂された『要略録』は、実用書として大いに利用されたに違いない。

非濁の著述には、聖宗皇帝の嘉贊を得た『大藏教諸仏菩薩名号集』（増補二十巻）、道宗皇帝から序文を賜った『隨願往生集』二十巻があり、二作品ともに契巨大藏経に編入されている。『新編諸経教藏総録』に見える非濁述『首楞嚴経玄賛科三卷』がある。さらに、日本に独存するこの『要略録』である。前三作がみな明らかに非濁の書だとする記載のあるのに対して、『要略録』の記載のみが見られない、その一つの要因はこの作品の成立が非濁の最晩年だったことであろう。既に知られるように、『要略録』はその巻下第一話と第二話が一〇六〇年に南宋一の撰述した『広清涼伝』を出典とする説話であるので、その成立時は、遼の清寧六年（一〇六〇）から彼が入寂した清寧九年（一〇六三）四月までと限定される。これはちょうど彼が「燕京管内懺悔主菩薩戒師」となる時期と重なっている。この二年ほどの期間は、非濁の授戒活動による繁忙期に当たっていて、『要略録』は当時の授戒説法のための例証説話として大いに利用されたと思われるものの、世に出すような準備もしないままに非濁が間もなく入寂したために、結局大藏経に刊入されるなどのような名誉を得なかったのである。『要略録』は、文献史料に著録されることなく、宋にも朝鮮半島にも流布することがなかったことは、これが大きな原因ではないかと思われる。

清寧九年四月に非濁入寂、その一カ月後、その墓は奉福寺以北の昌平県に移された。昌平県は、南京析津府に属し、南京市内から九十里離れた北部に当たり、その南部が奉福寺所在の宛平県と隣接している。墓の遷移に伴って、司空幽國公が非濁の高徳を仰いで、奉福寺に寺塔を建立して石幢を造営した。こうした営為には、「庶

陵壑有遷、而音塵不泯」と、非濁の事蹟が墓の遷移によって泯滅しないような祈願が込められている（⑪と⑫）。⑬で語られている文言によれば、石幢記の製作時は、清寧九年五月となる。つまり、それは石幢造管と同時に執筆されたものである。しかし、第二節に掲示した『日下旧聞』所引の『析津日記』によると、それは「清寧九年歲次癸卯七月庚子朔十三日壬子記」とある。そうであれば、石幢造管から二カ月以後に石幢記が撰述されたことになる。『日下旧聞』は、この両文章をもとに載せているが、この矛盾した記述については何も触れていないのである。また『盤山志』にも繆荃孫の『遼文存』にも「清寧九年五月、講僧眞延撰并書」とあつて、『日下旧聞』にみる本文と一致しているのである。

第二節に掲出した繆荃孫『順天府志・金石志』と、同氏の後に編纂した『遼文存』と当書所附の「遼金石存目」によると、前者には「清寧九年七月十三日」、後者には、「拓本」「清寧九年五月。在大興。拋孫録」とそれぞれ違った注記が示されている。繆荃孫の金石志上の記載の変化から、石幢記の撰述時が「七月」（析津日記に拠るか）とあるのを「五月」と訂正した、という繆荃孫の認識が変化した痕跡が見られる。ただし、孫星衍撰『京畿金石考』（一七九二）には「僧眞延撰、正書、清寧九年五月立、在広恩寺」とあるが、後に同氏と邢澍共編（二八〇二）の『寰宇訪碑録』には、「五月立」と「在広恩寺」の文字が削除された。また、塚本氏の論文では石幢記を『析津日記』の記述によって復元させた形で引用しているのである。

以上、『遼史』などの史料を踏まえて石幢記を一通り考察してみた。それを通じて、石幢記文のこれまでの文献上の記載情況や、石幢文に記載された幽国公のこと、それと非濁との任官上の関連性、「白傘蓋」の意味、非

濁が盤山で「白傘蓋」修持のことと彼の仏教教学と著述との繋がり、そして、「燕京管内左街僧録」なる内実、竹林寺・奉福寺・花林・涼殿などの歴史と地理、「紫衣」「崇祿大夫」「檢校太保」「檢校太傅太尉」「燕京管内懺悔主菩薩戒師」などを授かる前後の経緯と史実、圓融国師と非濁との師弟関係、非濁晩年の授戒活動と『要略録』著述など従来明らかでない諸点を解明できた。これが、今後の遼の仏教や非濁著述の日本での影響などに関する研究の一助となれば嬉しい。なお、別の機会に、引き続き非濁行状関係資料について考察していきたい。

(本文为国家社科基金项目99BWW007、教育部人文社科項目05JAZH014階段性成果)

注

- (1) 拙著『日本仏教説話集の源流』【研究編】第二部第一章第二節「受容史概略」(勉誠出版、二〇〇七年)。なお、最近、山崎淳氏「『覚禅鈔』所引の『三宝感応要略録』において、『覚禅鈔』にも『要略録』の類話を有すること」が指摘されている(後藤昭雄編『真言密教寺に伝わる典籍の学際的調査・研究―金剛寺本を中心に―』所収、二〇〇九年)。
- (2) 『塚本善隆著作集』第六卷所収『日本に遺存せる遼文学とその影響』、大東出版社、一九七四年)。
- (3) 前掲注(2)参照。
- (4) 東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録・臥雲日件録抜尤』(岩波書店、一九六一年)
- (5) 中華書局版と二十四史全訳『遼史』(世紀出版集団・漢語大辞典出版社、二〇〇四年)ともに使用。
- (6) 田島公「尊経閣文庫所蔵『三宝感応要略録』解説」(尊経閣善本影印集成43『三宝感応要略録』、八木書店、二〇

〇八年。

(7) 沈括『夢溪筆談』卷十五・芸文二に「契旦書禁甚嚴、伝入中国者法皆死」(契旦の書禁は甚だ嚴なり。中国に入するものは法により皆死す)とある。

(8) 韓国仏教全書第四冊所収(東国大学校出版部、一九八二年)。

(9) 前掲注(1) 拙著第二部第二章「三宝感応要略録」研究史略とその問題点」参照。

(10) 前掲注(1) 拙著第二部第三章第一節「撰者と作品成立の背景」参照。

(11) 中国国家図書館古籍部藏康熙二十七年(一六八八)九月六峰閣藏版使用。

(12) 『原刻百部叢書集成』所収『京畿金石考』(芸文印書館)。

(13) 『原刻百部叢書集成』所収『寰宇訪碑録』(芸文印書館)。

(14) 中国国家図書館・特色資源・数字方志・『畿輔通志』。

(15) 中国国家図書館・特色資源・数字方志・『光緒順天府志』。

(16) 任繼愈主編『中華伝世文選・遼文存』(吉林人民出版社、一九九八年)。

(17) 于敏中等編纂『日下旧聞考』(北京古籍出版社、一九八一年)。

(18) 中国国家図書館・特色資源・数字方志・积智朴『盤山志』。

(19) 欽定四庫全書所収本使用。

(20) 周春輯『遼詩話』(藏修書屋、嘉慶二年序)、早稲田大学図書館蔵本使用。

(21) 北洋書局、一九二三年。

(22) 中華書局、一九八二年。

(23) 江蘇古籍出版社、一九九九年。

(24) 山西古籍出版社、二〇〇二年。

(25) 本幢記の本文の校異をここに示すと、

「京師奉福寺懺悔主」↓「佛」（欽定『日下旧聞考』）、

「門弟子狀師實行」↓「行實」（『全遼文』）

「嬰脚疾」↓「足」（『盤山志』）（『新統高僧伝』）

「乃遜匿盤山」↓「遷」（『遼史拾遺』）、「跡」（『新統高僧伝』）

「敷課于白繖蓋」↓「大白傘蓋」（『盤山志』）、「於太白峯巔」（『新統高僧伝』）「於」（『遼詩話』）、「欽定日下旧聞

考』の北京古籍出版社版には本文にみるすべての「于」を「於」と改め、四庫全書文淵閣版では一部分を「於」と改変。）

「属鼎駕上仙」↓「湖」（『盤山志』）

「今上以師受眷先朝」↓「上」（欽定日下旧聞考）

「乃恩加崇祿大夫檢校太保」↓「檢校太保太尉」（欽定日下旧聞考）

「加檢校太傅太尉」↓「檢校太傅」（欽定日下旧聞考）

「上嘉賛久之」↓「歎」（『遼史拾遺』）

「親為帙引」↓「序」（『盤山志』）

「師侍坐于殿」↓「坐」（『遼文存』）（『全遼文』）

「不可勝紀」↓「計」（欽定日下旧聞考）

- 〔清寧九年五月講僧眞延撰并書〕↓〔五月日〕〔盤山志〕
となる。対校してみたところ、『欽定日下旧聞考』における『日下旧聞』原文は、それを移録するうちに誤謬が多
く生じた、ということが分かった。ここからしても四庫全書の信憑性の低さが改めて確認されたのである。
- (26) 前掲注(5)。
- (27) 中国仏教協会編『房山石経』(遼金刻経)(中国仏教図書文物館、一九九一年)。
- (28) 普明居士『大仏頂陀羅尼注解』(<http://blog.sina.com.cn/puming>) 参照。
- (29) 前掲注(6)の解説では、「日よけ傘」と理解されているが、それは間違いだと思う。
- (30) 洪邁撰・何卓点校『夷堅志』第四冊(中華書局、一九八一年)
- (31) 叢書集成初編・二八六八・陶朱新録(中華書局、一九九一年)
- (32) 于傑・于光度著『金中都』(北京出版社、一九八九年)、『唐檀州街弁正』(北京市地情資料網)。
- (33) 于德源著『北京歴代城坊、宮殿、苑囿』(首都師範大学出版社、一九九七年)。
- (34) 『日下旧聞考』卷五十九「城市」・「竹林寺」条所附(北京古籍出版社 九五四頁) 参照。
- (35) 趙其昌『遼代燕京之顯忠坊、檀州街与市』(『首都博物館叢刊』一九八二年)、前掲注(32)『唐檀州街弁正』参照。
- (36) 『往生浄土伝』に関しては、塚本氏以外には、大谷旭雄『戒珠『往生浄土伝』と法然』(『大正大学研究紀要』第
七八輯、一九九三年)、湯谷祐三「七寺本『往生浄土伝』とその周辺」(『七寺古逸經典研究叢書第五卷、二〇〇〇
年)、山崎誠「往生浄土伝」解題(『真福寺善本叢刊』第六卷、国文学資料館、二〇〇四年)、大谷旭雄「戒珠『往
生浄土伝』と法然」(『大正大学研究紀要』第七八輯、一九九三年)、田中夕子「往生浄土伝」と平安時代六往生伝
にみる仏像」(『印度学佛教学研究』第五十八卷第二号、二〇一〇年)。

- (37) 前掲注(33) 于德源著書・その五・(四)「遼南京(燕京) 苑囿・離宮」と同氏論文「遼南京(燕京) 郷村指弁」
『北京文博』、二〇〇一年第一期) 参照。
- (38) 前掲注(33) 于德源著書・その五・(六)「遼南京(燕京) 仏寺」参照。
- (39) 『鮮支巡禮行』所収(東方文献刊行会、一九三〇年)。